

秋田県条例第十号

秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例

秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例（平成五年秋田県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第四号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。